

令和4年度一般会計予算に反対 障害者等はすぐ避難所に行けず

重度障害者等就労支援特別事業の実施(後述)や医療的ケア児のための学校・学童への看護師配置など評価できる点もありますが、会派の反対討論の通り、市政運営のあり方に大きな問題点があり、これを認めることはできません。詳しい内容は議会だよりをご覧ください。

ここでは、民生経済常任委員会の予算審査から問題点を取り上げます。

保育所入所 兄弟姉妹で同一の保育所に入れない事例について、深刻さがわかっていません。そのような事例は、「解消しつつ、また新しい事例が生まれてくる」という答弁はおかしいです。

ゼロカーボン ごみ排出削減とセットで考えた目新しい事業実施などもなく工夫がありません。新たに、普及啓発品を配るとのことですが、ごみとならないと良いですが。

消費者行政 成年年齢引き下げによる消費者保護の対策がありません。

重度心身障害者医療費支給の所得制限に反対

3月議会では、重度心身障害者医療費支給条例の改正案が提案されました。県内医療機関での医療費の窓口払いの廃止と対象者のうち一定の所得を上回る場合には、支給対象外(=3割負担)となる所得制限を加えるものです。所得制限は、県の補助金に所得制限が課されたことが改正理由です。窓口払い廃止は歓迎しますが、所得制限は受け入れられず、改正に反対しました。

なお、改正案は、残念ながら賛成多数で可決されました。

反対理由 反対討論を行いました。主要な点を掲載します。

- 所得制限がこの制度になじまないことです。答弁では、「医療を受けることにも支障を来すようなことになるような低所得者」を見据えた制度と言いますが、それならば、障害者だけでなくすべての低所得者を対象とすべきです。この制度の本来の趣旨は健康者と比較して医療費負担の重い障害者を支援するものです。そこに経済状況による差はありません。
- 削減分の財源が精神障害者の重度心身障害者医療費支給対象拡大などに充てられず、単純にサービス削減であることは問題です。

桶川市は以下の課題を挙げ、福祉避難所への直接避難に否定的で、まずは、すべての避難者が一般避難所へ避難することになります。

①「事前に要配慮者の中で一般の避難所でも生活が可能な方、福祉避難所への避難が必要な方…医療機関等への搬送を要する方等のスクリーニングを行うこと」

②「福祉避難所が要配慮者のための避難所であることへの認識を広めること」

そこで、人工呼吸器使用などで電源を常時必要な方が一般の避難所へ避難しても電源確保できるか、避難所の非常電源の有無を問いました。曖昧な答弁でした。そのようなことは常時把握しておく必要があります。

また、①のスクリーニングが課題ということは、要支援者の避難個別計画を活用できていないことを示しています。さらに、一般の避難所で対応できない支援の必要な方については、医療機関に頼めばいいと思っているなら、大規模災害時に搬送できないリスクに対する危機感がありません。

やはり、一次避難先としての福祉避難所整備が必要です。一般の避難者が避難してしまうから②が課題と言いますが、それは日ごろの周知で解決できる問題です。十分な周知をせずに、②が課題という説明はどうかしていませんか。「福祉避難所は要配慮者が避難していただく避難所となりますので、そのような周知については市としても行ってまいりたい」とのことですが、遅すぎます。先日も大きな地震がありました。地域によって停電もありました。災害は対策を待ってはくれません。答弁の最後で「安心して要配慮者の方が避難できるような体制については整えてまいりたい」と答えました。早急な改善を求めます。

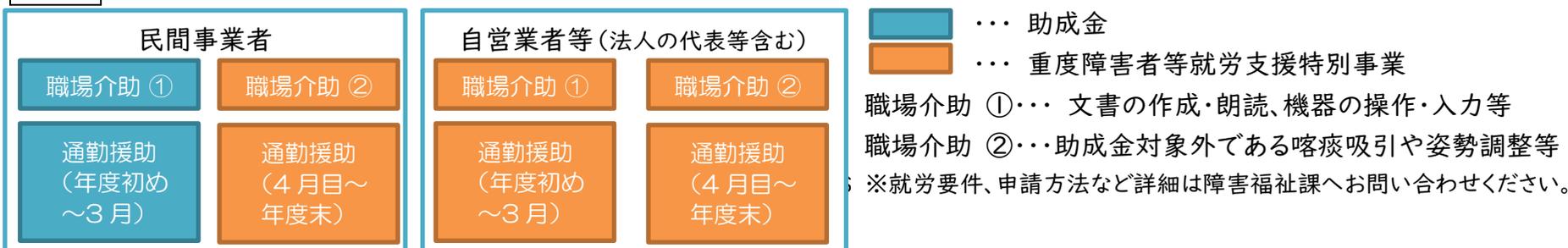


福祉避難所になっている保健センター。しかし、一時避難所開設と同時に開設されず、障害者等が災害発生直後に、ここに避難することはできません。

重度障害者の就労時のヘルパー支援がスタート

令和2年10月より一部の自治体で始まった重度障害者等就労支援特別事業が、4月から桶川市でも始まりました。令和2年10月、民間事業者向けに、雇用している重度障害者の職場介助と通勤援助に対し、助成金制度ができました。自治体の特別事業は、これの助成範囲の拡充と、自営業者等に就く重度障害者も同様の助成を受けられるようにするものです。(以下、民間事業者向け助成金も含めて、本制度とします。) 本事業の対象となる重度障害者とは、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の利用者です。ヘルパー派遣は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業者です。自営業者等とは、雇用以外の働き方をしている者です。(公務部門除く)

イメージ



自営業者等が対象となることで障害者が起業しやすくなります。起業の相談を受けた場合には、「関係課等に相談しながら支援等を行っていきたい」と答えました。また、公務部門が除外される理由は「雇用施策、福祉施策の両方を市民の税金の一部で賄うことから、市民、市内事業者の理解を得にくい」とのことです。納得とはなりません。納得とはなりませんが、そうだとすれば、本制度の費用全額を国の負担とし、公務部門も対象とするのが最善策です。あるいは、自治体ごとに障害を持ったその自治体の職員が介助を受けられるよう制度化が必要です。公務員が除外されたままでは、公務員(議員含)から重度障害者が排除されかねません。制度を作った当事者である国や自治体本体が障害者採用に後ろ向きで良いはずがありません。